平成２２年（フ）第５０２号
埼玉県越谷市大字下間久里362番地３
債務者　徳能　晴美
１　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５２５号
埼玉県越谷市大字南荻島4353番地５
債務者　飯島　　茂
１　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５３４号
埼玉県八潮市八潮６丁目28番地８
債務者　本間　俊之
１　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５４４号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地330番地35学園ハイツＢ－２、前住所千葉県流山市大字鰭ケ崎1551番地の８
債務者　春日　久男
１　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
栃木県足利市常見町２丁目９番地７　ラ・フォーレ常見８―102
債務者　熊倉　隆司
１　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月29日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１８０号
栃木県足利市上渋垂町394番地３
債務者　福島　聖子
１　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年10月29日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１８２号
栃木県佐野市飯田町806番地
債務者　髙橋　　勉
１　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月５日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１３６号
岡山県真庭市社237番地
債務者　山西　昌子
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月９日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１３７号
岡山県美作市奥715番地
債務者　角南　茂子
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月９日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１４１号
岡山県津山市小田中1937番地１
債務者　秋山　麻美
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月９日午前10時
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第７１８号
栃木県鹿沼市栄町２丁目23番地17、前住所栃木県宇都宮市立伏町478番地143
債務者　井関　健二
１　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７２６号
栃木県宇都宮市東峰町3039番地15
債務者　菊池　正人
１　決定年月日時　平成22年10月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７２７号
栃木県さくら市蒲須坂246番地２　カーサ・ヒロＡ202、前住所栃木県那須烏山市上川井749番地２
債務者　野澤　秀明
１　決定年月日時　平成22年10月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７４１号
栃木県宇都宮市上野町6066番地４　高橋ハイツ106号
債務者　福井　和子
１　決定年月日時　平成22年10月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７１０４号
大阪府東大阪市長田東３丁目３番45―906号
債務者　竹中　幸生
１　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部